

第 4 2 号 議 案

敦賀市印鑑条例の一部改正の件

敦賀市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市印鑑条例の一部を改正する条例

敦賀市印鑑条例（昭和55年敦賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよ
 うに改正する。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第20条 第17条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下</u></p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第20条 第17条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の</u></p>

<p>この項において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。)に、暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。)に、暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、在留カード等と個人番号カードが一体化した特定在留カード等が交付されることに伴い、当該カード等を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の取得を可能とするため、この案を提出する。